慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	催馬楽考説 : 基礎編催馬楽の質
Sub Title	Deliberation of Saibara : Saibara: Japanese court songs
Author	藤原, 茂樹(Fujiwara, Shigeki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2006
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.91, No.1 (2006. 12) ,p.21- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関場武教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00910001-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

催馬楽考説

――基礎編　催馬楽の質――

藤原　茂樹

催馬楽は民間歌謡とつながりの深い歌のあつまりである。それが平安の初め頃に楽譜をもつようになったと言われている。小考は、いまわたしたちがみることの可能な催馬楽がどのような性質を潜ませているかを、基礎的資料の整理をしつつ、これに関わる若干の私見を書き留めておくものである。

一　催馬楽のいまみる姿

いま残る催馬楽写本でもっとも貴重なものは鍋島家本『催馬楽』（平安後期書写）と天治本『催馬楽抄』（十二世紀末ころの写し）との二本である。その他に『催馬楽古譜』・『催馬楽略譜』・『三五要録』・『仁智要録』、また『梁塵愚案抄』や、歌数は限られているが『河海抄』・『源氏物語奥入』等の引用歌も貴重である。さらに古い底本をもとした江戸時代から明治にかけての諸注釈書の記載が、間接的に（たとえば『万葉緯』は鍋島家本について、『梁塵後抄』

は天治本についての検討として）役立つことがある。諸注釈については刊行されたもの以外にも意義あるものが見受けられるため準備し公開を期している。さらに楽書（楽章類語抄等）に引用されている歌詞の吟味を併せることを必要とするが、畢竟この二本に優るものはない。このうち、天治本は巻末に別筆で「堀河右大臣殿　太宮右大臣殿　按察使大納言　藤大納言　皆此人々次第所伝也」とあり藤家の相伝とわかる。天治本は当時歌われていたもしくは歌われる可能性のあるものだけに価値を認め、記憶するすべてを筆録せず、歌詞掲載は呂二十五首律十六首計四十一首にとどまる。したがって、現在の研究は多く鍋島家本に依拠して行われている。たとえば、日本古典文学大系・新編日本古典文学全集など通行の代表的なテキスト・注釈書は鍋島を底本とすることがその趨勢を示している。(注1)

このように、現代において催馬楽をみようとするとき、鍋島家本を底本とするのが通常である。鍋島家本は目録と本文とで一部違いがみえる。律において「何為」の出入りがあり（1表　後掲出）、これを含む本文により律を二十四首と数えるのが通行である。鍋島家本において、呂の目録は三十六首みえるが、本文では、真金吹・此殿者・此殿乃（此殿西か）が掲載されず、山代は前半が切り取られてなくなっているため、歌詞の実際は山代をいれて三十三首である。

これに天治本との異同を勘案して、現在催馬楽というとき、鍋島律二十四首に、天治本にのみみえる老鼠（律）を加えて律二十五首とする。呂は鍋島目録の三十六首（古典大系『古代歌謡集』においては、三首の欠落を天治本・益田家所蔵『手鑑』にて補充する。いまこれに従う。）計六十一首を、通常「催馬楽」として理解している。(注2)その他に『簾中抄』の催馬楽目録に呂「万木・鏡山・高島・長沢」律「千年経・浅也」の名が残り、その中の呂四曲が彰考館蔵『催馬楽』に収められている事が知られている。催馬楽全体の動向をみるには、鍋島家本・天治本以外に『口遊』・『梁塵秘抄口伝集』巻第十二所引「宮の御譜」・『簾中抄』・『信俊本催馬楽譜』『梁塵愚案抄』などにみる歌名の在り様をみ

る必要がある（2表　後掲出）。楽譜としての催馬楽の構成や形成を見渡すときに用いるべき資料である。

二　催馬楽の質――歌われた催馬楽の記録――

これまでの研究で不足してきたことの一つは、催馬楽がいかなる場においていかように歌われてきたかの基礎的調査の開示と、そこから導き出される催馬楽の質についての考察である。この課題は比較的重要で、これなくして注釈も論究も理解に行き届かぬ場合が起こる。六十一首の歌は、個々に様々な機会をもち得たと考えられるが、個々の演奏事例は、記録化されることが極端に少ない。ここでは、各歌個別の調査考究は別の機会に譲り、催馬楽の歌われた主要なケースを把握するように心がけて全般的な見通しを立てることとしておく。

望むべき全体からは十全たるものではないが、対象として『御遊抄』を選び、調査の発端とする。

催馬楽の晴れがましい披露の場は、御遊の機会である。『御遊抄』は文明十七年（一四八五）に中御門宗綱が綾小路源有俊（一四一九～六八出家）から借請書写したとの奥書をもつ書（『日本古典音楽文献解題』）であり、奥書から有俊抄出と推測されている（『国史大辞典』）。これは、十世紀以降の数百年にわたる御遊記事を国史・日記などから集成したもので、自家のための記事収集に備えた若干の偏向を含むかも知れぬが、御遊に関る多くの情報を博く集めて残し、催馬楽の実際の機会を伺う良書の雄である。まず基礎的な調査として、御遊記事中に催馬楽名のみえるものを抜きだして並べたものが後掲3表である（歌名記事の最古九〇六年から一二〇〇年までと限定して掲出した）。これにより、平安時代の御遊においていかなる折にどのような催馬楽が歌われたかの傾向を見て取ることが可能となる。この御遊抄と同時に、催馬楽の歌名および歌われる場面の想定に有効とみえる二つの資料を対照資料として挙げる（後掲4・5表）。

一つは『源氏物語』であり、一つは『催馬楽略譜』である。前者は事実の記録ではないことはもとよりだが、平安の貴族生活の中で催馬楽が御遊の時とは異なった用いられ方を示している点やその文学的機能の拡張を示している点で、催馬楽がなぜ長く人々の関心を引いた歌謡となったかを知らしめる資料として価値を認める。『催馬楽略譜』は、場面の具体性を欠くが、歌ごとの季節や禁忌など楽家の心覚えが注記されている点で、各歌の場の性質を捉えようとするときに見逃すことが出来ない。たとえば、催馬楽となる前の姿を留める「葛城」（『続日本紀』光仁即位前紀・『日本霊異記』下巻第三十八）や、民間人による唱歌例（『梁塵秘抄口伝集』巻十二）や仁明天皇の直命で祝儀に奏された（『梁塵秘抄口伝集』巻十四）「田中井戸」などを見出すため、当然右対象以外に広範な精査を要すが、いまは三書の対照から一定の認識を得ることを求め、不足するところは後日の補綴に任せる。

3表について。『御遊抄』においては、四十御賀・内宴・朝覲行幸・清暑堂・拍子合・臨時御会・中殿御会・臨時客・御著袴を表示したが、それ以外にも同書には、中宮御産五夜・御元服・臨時行幸・立后・任大臣などの機会に歌われたことがみえる。3表にみる歌の計数は、四十御賀一例・内宴四例・朝覲行幸三十四例・清暑堂十四例・拍子合十例・臨時御会一例・中殿御会三例・臨時客二例・御著袴一例（ちなみに［歌名の回数］は、穴貴（安名尊・阿難多不止・阿名尊）五十六例。新年七例。桜人一例。武川一例。美作六例。此殿三例。葛城一例。席田（莚田）四十一例。蓑山十二例。本滋二例。眉止自女（眉止女）四例。以上呂　青柳二十五例。伊勢海十九例。刺櫛二例。更衣二十六例。以上律）である。

4表について。『源氏物語』の催馬楽は、歌詞が部分的にでも実際に歌われたように描かれたものだけを抜き出した。三十三場面で曲目数十七（4表の歌の内訳は、律八呂九。［律］十二場面　高砂一例　貫河二例　東屋一例　飛鳥井二

例　青柳二例　伊勢海二例　更衣一例　道口一例　［呂］二十一場面（同一場面も含む）　安名尊三例　梅枝三例　桜人三例　芦垣一例　山城一例　竹河四例　妹與我一例　此殿者三例　葛城二例）である。

『源氏物語』における催馬楽の数は、仲井幸二郎「源氏物語と催馬楽」[注3]の数えでは歌われないものも含めて、延べ五十六曲、曲目数として二十三曲みるという。催馬楽がどのような機会に歌われたかを、4表［場面］の項に短い情報のみを記したが、『源氏物語』においては、凡そ、宮廷関係の公宴（藤花の宴・院行幸など）、踏歌行事、源氏・玉鬘邸などにおける私宴の折、日常の私生活における流用などを催馬楽の歌われた機会とする。特に、物語内の日常における催馬楽の機会は、場面に応じる心情を描出するごとく当意即妙の融通性をもつように描かれている。これは他の書物でうかがい知ることができない使用方法である。これを源氏物語作者の考案による仮構として排除せず[注4]、催馬楽の歌詞がもつ潜在力を場面や心情に合わせて機能するよう開花させ、日常生活における催馬楽の好尚の様を垣間見る可能性をもつ貴重な資料と理解すべきと考える。

5表『催馬楽略譜』では、母屋大饗・清暑堂御遊・臨時客・五節などの具体をみるが、桜人「此哥春哥也花比可詠之」、藤生野「春可用」、走井「自三月至五月用之」、鷹子「夏可不用之夏不鷹狩之故也」「多秋用之」、鷹山「夏可不用之」の季節柄に応じるべきこと等々歌の質についての注意が残されている。こういった事例は、たとえば、冬の大嘗祭などを中心とする神楽歌にくらべて、四季の宴への備えが多様であるため催馬楽が広汎な機会を持っていたことを知らしめる[注5]。したがって、催馬楽の魅力は、種々の宴への対応力、すなわちその汎用性にあったということができる。

つぎに、右の計数を照合する。（後掲6表）

催馬楽が汎用性を特質としていることを摘出したが、6表にみる源氏物語・御遊抄対照の範囲で知られることは、次のように人気のある歌の重なりが顕著なことである。

○呂　鍋島に三十六曲ある中で、『源氏物語』には九曲　『御遊抄』には十一曲、
律　鍋島・天治合わせて二十五曲ある中で『源氏物語』には八曲　『御遊抄』には四曲がとられているにすぎない。
○源氏物語と御遊抄との共通歌は、呂　源氏九の内五曲　御遊抄十一の内五曲　＊（波線部）
律　源氏八の内三曲　御遊抄四の内三曲　＊（波線部）

『御遊抄』にみる御遊において、安名尊（五十六例）・席田（四十一例）・青柳（二十五例）・伊勢海（二十一例）・更衣（二十五例）などが好んで歌われた歌であることは、その用例数の集中により知られる。宴の中でお定まりの選別が行われていたことになる。また『源氏物語』のなかでの宴や貴族の日常で歌われる歌と、天皇・上皇などの前でおこなわれる御遊とでは、選ばれる歌が異なっていたこともあらためて知る。日常非日常にまたがって催馬楽は、自在に流用される。貴族の動くところへ催馬楽も動く。若紫巻の葛城、箒木巻の飛鳥井、横笛巻の妹與我など催馬楽の自在さや機動性を示す例である。それは自然と嗜好に傾きをつける。たとえば、手習巻の道口などは古めいた歌として描かれており、歌に流行り廃りのあったことを示す。ともあれ、宴における人気ある曲への集中は、歌選択の固定化をもたらし、亡失曲を増やす傾向をもたらしたであろう。畢竟源家・藤家流は御遊等諸宴諸行事の用に立つ歌の伝承と集成とを楽譜として残したものであろうから、歌わぬものは捨てるという態度の楽家があったとしても不自然ではない。ち

なみに、『御遊抄』にみる催馬楽名は、鍋島家本はもとよりとして悉く天治本にも含まれている。それは、当代有用の歌をのみ記録する天治本の条件と相応している。天治本の注記や本文における歌詞の不掲載はその趨勢の必然としての一面を照らしているが、その一方で、天治・鍋島二本において右以外の多くの歌が百拍子の符号をもつことは、記録に残らぬ歌の機会がなおありえたことを示すものであろう。天治本は、奥書に「鈴歟河　我家　大宮　奥山　奥山尓　已上呂　澤田河　我駒　貫河　東屋　道口　逢路　鶏鳴　陰名　已上律　件歌或絶後及数十年　或依不傳家説不書也」とみえる。途絶えて後数十年に及んだ歌や藤家に伝わらない理由をもって鈴歟河以下十三首の歌詞を掲載していない。加えて、近代歌わないあるいは「強不歌」の故をもって歌名のみ載せて歌詞を掲載しないと注記するものが本文中に呂六首（河口・此殿西・此殿奥・鷹山・白馬・妹欤門）律一首（大路）ある。また、紀伊州左注には「残二段近代絶不歌仍不注其詞也」と後の二段の歌詞を記していない。したがって、天治本に歌詞を掲載された歌は、外部資料において実際に歌われた機会の記事を見ないとしても、天治頃まで歌われていたもの、また歌われる可能性を残していたものとみなしてよいであろう。天治本は、拍子の記載「百」「・」が多数残され、歌の譜本としての側面がことに強いこともこれと符合する。天治本に歌詞の掲載された歌で、6表に名を見ない歌は、十三首である。（真金吹・石川・浅緑・角総・田中井戸・酒飲・難波海・無力蝦（呂）、夏引・我門・我門乎・浅水・老鼠（律））。これらは御遊に痕跡を見ず物語に影が薄いとはいえ、長く歌われ続けた歌の群れの可能性をもつといえる。また、「強不歌」と歌わぬ故に歌詞不記でかつ6表に名を見ない六首（河口・此殿西・此殿奥・白馬・妹欤門・大路）は消えかけてはいたようだが尚残存していたとみなすべきであろう。このように催馬楽には歌われた場や正体のみえにくい歌が少なくない。(注6)

三　楽譜としての性質

3表『御遊抄』調査から窺われることのいま一つは、機会としての御遊において、一度に歌われた催馬楽の数が最多数の記事においてさえ六首に過ぎないことである（一一五八年一月二十二日内宴は六首。一一二三年十月十八日新院拍子合、一一六八年・一月・二日摂政亭臨時客、一一九七年十一月十六日院拍子合は五首の例）。源氏物語においても一時に多数歌われる例をみない。もとより記事化されないからとて他の歌がその場で歌われなかったとは言い切れないが、[注7]宴において雅楽朗詠などとともに歌われるために催馬楽だけを延々と歌うことはなく、自ずと歌の数は少いと考えられる。そのことは、これを、現存二本の催馬楽譜に照らすとき、六十首の多数が並ぶ配列は、宴の実態をそのまま反映するものではないことを注意させる。それはたとえば、神楽譜の配列と、催馬楽の配列とが別の視線を必要とすることを示す。神楽譜において、各歌は楽譜の中から適宜選ばれながら演奏されたものであろうが、いわゆる採物・前張・星という神楽の進行に即した歌の配列をもつ神楽譜を念頭にして同様の視線で、宴に即した時間的推移を催馬楽楽譜から読み取ろうとすると、事態を見誤ることになる。それでも気がつくことでいえば、御遊においては、呂を先に律を後にすることがほとんどであること、少ない歌の中でいえば御遊の場合歌に一応の基準があったようにもみえ安名尊・新年を催馬楽のはじめにする傾向が強いこと、席田のように千歳を予て鶴が遊ぶといった当日の宴に対する賀意をもつものが好まれること、楽譜においては同音でグループ分けする意識をもつこと、卑俗な歌の場合末の方に配置されていること等々、宴での歌順や楽譜を定めるに際しての楽家によるなんらかの基準のありようがほのみえるが、御遊の進行に即した楽譜配列が疑いのない前提だと考えるべきではない。

そのことは2表の催馬楽の各目録相互の異同を一瞥し、催馬楽譜として一定の配列基準を見出すことが容易ではないことからも窺われることである。宴に相応するべく、楽譜全体の隅々に神経が行き届いた配列状態だと見当てることができないのが、現段階までの催馬楽楽譜の研究状況とすべきだ。宴の進み具合と楽譜の並び順とは淡い関係にあるとみる。それが『源氏物語』のばあいには、各歌単独で場面ごとに応じた歌われ方をみせており、歌う順番に拘泥しない例が多く、楽譜との対応はいよいよ薄い。催馬楽の汎用性は楽譜の配列によって遮られるものではない。そのことは、応用性の自在なる催馬楽の本質を照らしている。

四　路頭の謡謌——まとめにかえて——

催馬楽。本路頭巷里之謡謌也。然而後好事之士女。取以為弾琴歌曲。故其歌因来。甚有古代有中世。厥后更奉諸国。謂之風俗。又後代謡謌。謂之今様。催馬楽。風俗。固是一也。遂翫於宮中已久矣。

（『催馬楽譜入文』所引『郢曲秘鈔』風俗裏書）

右記事は、催馬楽の出自を、もとは「路頭巷里之謡謌」であったといい、後に好事之士女の弾琴歌曲として好まれ、その後諸国より奉られた風俗を加えて（もしくは風俗とともに）、遂に宮中にて玩ぶものとなると伝える。時代の特定がなく、「催馬楽」と「風俗」との関係性につき文意の不明瞭さを含む書きぶりだが、宮廷入り以前の民間における二層ないし三層の推移を示す点で価値をもつ伝えである。いま残されている有力な催馬楽資料は、右の記事に照らせば「遂翫於宮中已久矣」以降に記録された文献に限られることは論を待たず、ここに示されている事柄は、史料的裏づ

けが難しい下々の階層における流伝の様子についての所伝の性質上、信頼の点で不安も抱えるが、あり得た催馬楽以前の姿の想定として、宮廷入り以前の見取り図を示す伝えとして有効と考える。たとえば、保元二年（一一五七）頃のこと、かみや川の辺の家で、「一日朗詠百返宛唱て法楽す」という四十歳ほどの男が、朗詠五十反の後に、和琴を弾き、「田中井戸」を唱いかけたとみえる（『梁塵秘抄口伝集』第十二）などは、民間の者が自由に催馬楽をたしなむ姿とみえるめずらしい伝えである。しかもその男の謡ぶりは「悪敷節のをりめ・郢曲にをなじ事なり」（同書）と見下されている。この条について、種々理解の可能性はあるが、催馬楽が雅曲に律せられ洗練された宮廷風の歌いぶりとは似合わないままに歌われていたというのは、宮廷入りし洗練される以前に、民間において「好事之士女」が弾琴歌曲となした催馬楽の姿を髣髴させるものと捉えることができる。基準定まらずさまざまな調子に歌った姿をみせるものだと理解すれば、「郢曲に同じ事なり」とは、むしろ民間風な趣向の可能性を含んだものであったといえる。それは音楽面からの批判であり、歌詞においての食い違いを指弾するものではない。こうして、右所伝は、宮廷歌謡としての催馬楽の中に、古代に生きた多数の人々の気持ちに通じる風趣を探ろうとするときの指針たり得る。催馬楽は、かつて衆庶の中を吹きぬけた民間歌謡であり、好事の士女がまず琴に合わせなにほどかの洗練をほどこし芸謡化へ導いたことを示唆する。

催馬楽が風俗に出て平安時代以降の宮廷に長く愛好されたものであることは周知だが、素性は想像できても流転の経緯は歌詞に留まり難く、また見極めにくい。路傍・市中を流れた開放的な空気をもつ歌謡が、宮廷の室内楽として歌われるに至るがために、屋根の下より外へと出ないものだと感じるようなことがあるとしたら、催馬楽の性質を見誤りそうである。宮廷内の見えざる禁忌の下でたとえば「紀伊国」のように語句の改変もあったであろうし、囃子ことば、歌い癖等々による小変化は起きたとしても、持ち前の感情の率直さや明るく力強い歌柄には、大胆な改修が施されてはい

ないことが、現存する諸本の対照からおおよそ測られるため、民間の歌詞はさして傷つくことなく保持されていたとみなしてよい（各歌詞の異同についてはここでは詳細を省く）。小考で触れたように、天治本を参照するとき、歌の嗜好が長い間に働いたことが歴然である。宮廷周辺の行事において歌の用途に固定化が進み、記事化されない歌の少なからずあることからみて、歌によっては激しく亡失していてもおかしくない状況が想定されるにもかかわらず、演奏機会の記事をみない相当数の歌までも長く維持されたことは、ここに推測した催馬楽の宴への対応の備え・汎用性や機動性による質に預かる面があったのである。祝意や四季の彩や人事を多く含み季節行事（『催馬楽略譜』の注記では桜人は花の頃・刺櫛は五節・鷹子は秋の宴に多く用いるなど見える）や人生行事にふさわしく（『催馬楽略譜』の注記では眉止自女は臨時客・大饗に必ず歌われ、鷹山は母屋大饗に用いるとみえる。『御遊抄』では曲名が明らかなものは少ないが、一一六八年・一一八三年摂政臨時客では、阿名尊・席田・眉止自女などが歌われた。「おほみきまいれ」「おほみきわかせ」（『催馬楽略譜』注記）のことばのある眉止自女などはこうした宴に合う）、多くの人が抱く心意を含んで貴族生活の折々にも対応したであろうその多様な資質の淵源は、本来路頭巷間の歌声に由来するのだと思えば心強い。失われがちな民間のことばや情感が、貴族たちの維持力により歌い継がれたもので、催馬楽の魅力の源泉は、宮廷の歌でありながら民間のものであったことを忘れなかったところにある。市井の歌が風流な意気に弄ばれ、宮廷では精錬された雅曲の洗礼により価値を付与され優雅な生活に浸透したが、もとの歌心は大方残り上流階層の心持にも変化や潤いをもたらし馴染みあるものとなった。いま残された資料の主要なものは、洗練を経過した後の楽家に保存されたものから出たものであるが、その後代資料からでも、民間の心情を探ることが可能である。催馬楽はそうした情感を吹き消されることなく時を旅した謡謌である。まず小論は、煩雑な調査結果を提示し、そこより導かれた知見をいくつか開いてみせたが、

目前の資料吟味の初手を示したものにすぎず、不十分なものであることは論をまたない。ただ、今はこれをもって当面の責とし、以下は続稿に委ねることとする。(注8)

(注1) 日本古典文学大系『古代歌謡集』小西甚一昭和三十二年。『歌謡Ⅰ』池田彌三郎「神楽歌・催馬楽」昭和五十年。新編日本古典文学全集『神楽催馬楽梁塵秘抄閑吟集』臼田甚五郎平成十二年。天治本『催馬楽抄』について、古典大系解説は、十二世紀末ころの写しとし、山田孝雄は、平安末期（大正十五年三月「東京帝室博物館御蔵　天治本催馬楽抄　解説」「天治より後の書写」）とし、新編全集は「平安時代後期の書写」「藤家流の譜本」とする。鍋島家本催馬楽については、佐々木信綱（『歌謡の研究』昭和十八年）は「平安時代に遡るべきこと論なく」とし、古典大系解説は「平安後期の書写で」「源家系統の伝本」、新編全集も「平安時代後期の書写で、源家流の譜本である」とする。

(注2) 小学館日本古典文学全集および新編日本古典文学全集（注1同書）の臼田甚五郎解説において、「信ずべき古譜によると、呂二十五曲、律三十六曲の計六十一曲である。」とするが、これは単純な誤りで、正しくは「呂三十六曲、律二十五曲」と訂正すべき。

(注3) 仲井幸二郎「源氏物語と催馬楽」『歌謡Ⅰ』（注1同書）所収。

(注4) 五島和代「催馬楽の周辺」平安文学研究36号一九六五年六月は、はやくに源氏物語での催馬楽の用い方が紫式部の時代に「ざらに行われていたかを疑問に思う」として「催馬楽を手段として」物語世界を作ったとの考えがみえる。

(注5) 神楽歌も宮廷行事はもとより全国の多数の神社の祭礼に歌われる。それは神祭りとのかかわりであることが基本となる。催馬楽は、宮廷で清暑堂御遊では祭礼の後の宴に歌われたが、神祭りに関わらない多くの機会をもつ。

(注6) これについては調査の進展につれて事情が判明するものもあろうがいまはこうした方向で想像をめぐらしておく。

(注7) 1089・1・11季長卿記により席田を追加記事としている例がみえる。（『御遊抄』）

(注8) 続稿を、万葉古代学研究所年報5号（二〇〇七年三月　財団法人奈良県万葉文化振興財団万葉古代学研究所）に掲載予定。

1表　催馬楽諸本目録

鍋島家本『催馬楽』目録

律歌
我駒　澤田河　高砂　夏引　貫河　東屋　走井　飛鳥井
青柳　伊勢海　庭生　我門　大芹　浅水　大路　我門乎
鶏鳴　刺櫛　逢路　更衣　陰名　鷹子　道口

呂歌
安名尊　新年　梅枝　櫻人　葦垣　真金吹　山代　竹河
河口　美作　藤生野　妹与我　奥山　奥山尓　鷹山　此殿
者　此殿乃　紀伊国　石川　葛城　此殿奥　我家　青馬
浅緑　席田　鈴之河　酒飲　田中　美濃山　大宮　角総
本滋　眉止自女　無力蝦　難波浪　妹之門

鍋島家本『催馬楽』本文

律
我駒　澤田河　高砂　夏引　貫河　東屋　走井　飛鳥井
青柳　伊勢海　庭生　我門　大芹　浅水　大路　我門乎
鶏鳴　刺櫛　逢路　更衣　何為　陰名　鷹子　道口

呂歌
安名尊　新年　梅枝　櫻人　葦垣　（山代）　竹河　河口
美作　藤生野　婦与我　奥山　奥山　鷹山　紀伊国　石川
葛城　此殿　我家　青馬　浅緑　妹之門　席田　鈴之川
酒飲　田中　美濃山　大宮　角総　本滋　眉止之女　無力
蝦　難波海

天治本『催馬楽抄』目録

呂
安名尊　新年　梅枝　葦垣　櫻人　葛城　竹河　河口　真
金吹　山城　紀伊州　石川　此殿　此殿西　此殿奥　鷹山
妹与我　美作　藤生野　席田　浅緑　白馬　妹歟門　本滋
美乃山　角総　田中井戸　酒飲　眉止自女　難波海　無力
蝦

律
高砂　夏引　青柳　伊勢海　庭生　走井　飛香井　我門
我門乎　大路　大芹　浅水　刺櫛　鷹子　更衣　何為　老
鼠

天治本『催馬楽抄』本文

呂
安名尊　新年　梅枝　葦垣　櫻人　葛城　竹河　河口　真

金吹　山城　紀伊州　石川　此殿　此殿西　此殿奥　鷹山
妹与我　美作　藤生野　席田　浅緑　白馬　妹頭門（ママ）　本滋
美乃山　角総　田中井戸　酒飲　眉止自女　難波海　無力
蝦　（＊河口・此殿西・此殿奥・鷹山・白馬・妹頭門（ママ）は
曲名のみ　筆者注）

律

高砂　夏引　青柳　伊勢海　庭生　走井　飛香井　我門
我門乎　大路　大芹　浅水　刺櫛　鷹子　更衣　何為　老
鼠　（＊大路は曲名のみ　筆者注）

＊本文の左注として「鈴欹河　我家　大宮　奥山　奥山尓　已
上呂　澤田河　我駒　貫河　東屋　道口　逢路　鶏鳴　陰名
已上律　件歌或絶後及数十年或依不伝家説不書也」、また紀伊
州の左注として「残二段近代絶不歌仍不注其詞也」とある。
（筆者注）

2表

●『**口遊**』（「天禄元年冬十二月二十七日僕史源為憲序」　九七〇年）

催馬楽・狭鱸河・青柳・夏引・貫河・高沙古・伊勢海・衣替・道口・浅水橋・何為无・鷹子・刺櫛・大芹・大路・我門乎・激井・飛鳥井・鳥鳴。（調之律。）

催馬楽・桜人・葦垣・山城・石川・紀伊国・竹河・河口・葛城・鷹山・此殿・浅緑・青馬・妹門・大宮・蓑山・拳巻・田中井戸・眉刀自女・本滋・庭生・陰名。（調之呂。）

●『梁塵秘抄口伝集第十二』（日本古典全集『歌謡集上』より）

＊源資賢（一一一三～八八年）説を多く引く（『日本古典音楽文献解題』）

「宮の御譜」に催馬楽御裏書云。

左目録

呂ノ哥　廿六首

・安名尊・新年・梅枝・桜人・葦垣・山城・真金吹・紀伊州・葛城・竹河・河口・此殿・此殿之・此殿奥・鷹山・石川・美作・藤生野・妹与我・浅緑・青馬・本滋・蓑山・眉戸自女・酒飲・田中井戸・無力蝦・難波海・奥山・鈴香河・我家・奥山尓

律哥　廿一首

・高砂・飛鳥井・夏引・貫河・東屋・走井・青柳・伊勢海・庭生・我門・我門乎・大路・鷹子・逢路・道口・更衣・何為・老鼠

●『**簾中抄**』（平安末期。『改定史籍集覧』二三より）

＊藤原資隆の書といわれるが部分的に南北朝時代頃までの書き継ぎがみられる。（『国史大事典』）（新古典大系『新古今集』生没年未詳。一一八五年には存命）

安尊・梅枝・新支・櫻人・美濃山・石河・葦垣・葛木・山背・真金吹・紀伊国・本滋・美作・藤生野・婦吾・鈴鹿川・奥山・白馬・浅緑・莚田・御馬草・酒飲・竹河・河口・此殿・酒屋・倉垣・鷹山・吾家・田中井戸・無力蟇・萬木・鏡山・高島・婦門・大宮・長澤　以上呂歌

総角・高沙古・夏引・貫河・飛鳥井・東屋・走井・青柳・伊勢海・庭生・我門・大芹・浅水橋・大道・我門乎・差櫛・逢道・何為・鶏子・道口・衣替・西寺・鶏鳴・陰名・難波海・千年経・浅也・挟鰭河　以上律歌

●『**信俊本催馬楽譜**』（天理図書館蔵　建久八年十一月一日の奥書）

『催馬楽譜惣目録』　目録

律本　九首

高砂　夏引　貫河　東屋　青柳　伊勢海　走井　飛鳥井

庭生

律末　十一首

更衣　何為　浅水　我門尓　大芹　逢路　道口　刺櫛　鷹

子　大路　我門乎

呂上　九首

安名尊　新年　梅枝　此殿者　此殿奥　鷹山　山城　真金

吹

呂中　十首

櫻人　紀伊国　妹与我　鈴之川　竹川　葛城　石川　葦垣

端奥山（ハシノオクヤマ）　奥山（オクノオクヤマ）

呂下　十四首

美作　藤生野　席田　我家　青馬　浅緑　妹之門　角総

本滋　難波海　眉止之女　田中井戸　酒飲　蓑山

●『**梁塵愚案抄**』（初稿一四五五年以前。再稿一四七七年。日本歌謡集成より）

律

我駒　澤田川　高砂　夏引　貫河　東屋　走井　飛鳥井

青柳　伊勢海　庭生　我門爾　我門乎　大路　大芹　浅水

挿櫛　鷹子　逢路　道口　更衣　何為　鶏鳴　老鼠　隠名

呂

安名尊　新年　梅枝　櫻人　葦垣　山城　真金吹　紀伊国

葛城　竹河　河口　此殿者　此殿西　此殿奥　鷹山　美作

藤生野　妹與我　浅緑　青馬　妹之門　席田　大宮　総角

本滋　蓑山　眉止之女　酒飲　田中井戸　無力蝦　難波海

鈴之河　石川　奥山　奥々山　我家

3表　催馬楽歌名の掲載記事

以下続群書類従管弦部より抄出。記事抄出基準（一二〇〇年までの催馬楽名の記して有る七十の記事から歌名を抄出）

西暦年月日		
906・11・7	宇多院四十御賀	大臣弾和琴。唱阿難多不止曲。侍臣和之。
947・1・23	内宴	春鶯囀。席田。酒精司。
951・1・23	内宴	安名尊。春鶯囀。席田。葛城。
1012・11・24	清暑堂	呂　安名尊。鳥破。蓑山。 律無之。但野右記先唱神歌。 次呂律歌云々。今度始執政、拍子合有之。両度。
1036・11・19	清暑堂	呂　安名尊。安楽鹽。蓑山。 律無之。
1046・11・17	清暑堂	呂　安名尊。安楽鹽。蓑山。 或記云　神楽了関白退出之間。上達部両三人歌美濃山。各分散云々。
1068・11・24	清暑堂	呂　安名尊。蓑山。鳥急。 律無之。
1074・11・23	清暑堂	呂　安名尊。鳥破。（或記無此楽）袁山。武徳楽。或記武川云々。 律無之。
1087・11・22	清暑堂	呂　安名尊。二反。鳥破。席田。 律　伊勢海。萬歳楽。
1089・1・11	朝覲行幸	呂　安名尊。鳥破。胡飲酒。季仲卿記。政長朝臣歌席田。新宰相同音云々。 律　青柳。廻忽。抜頭。
1096・2・23	臨時御会	呂　穴貴。席田。鳥破急。 律　青柳。萬歳楽。
1096・3・11	中殿御会	呂　穴貴。鳥破。此殿。鳥急。席田。賀殿急。 律　伊勢海。萬歳楽。廻急。
1105・1・5	朝覲行幸	呂　此殿。二反。鳥破。莚田。鳥急。 律　青柳。萬歳楽。三台急。
1105・3・5	中殿御会	呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。 律　青柳。萬歳楽。更衣。三台急。
1107・3・6	朝覲行幸	呂　櫻人。鳥破。席田。鳥急。賀殿急。 律　青柳。万歳楽。五常楽急。
1108	院拍子合（清暑堂）	歌楽。安名尊。鳥破。急。 無律。今様朗詠有之。
1108・11・18	摂政拍子合（清暑堂）	歌楽同前。但至伊勢海宗忠卿詠之。 又朗詠徳是。

1108・11・23　清暑堂
呂　安名尊。三反。鳥破。席田。鳥急。二反。賀殿急。三反。
律　伊勢海。二反。

1109・4・27　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。同急。
律　更衣。万歳楽。三台急。

1110・2・24　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。
律　青柳。万歳楽。

1112・2・13　朝覲行幸
呂　穴貴。二反。鳥破。本滋。鳥急。
律　青柳。万歳楽。三台急。

1113・1・8　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。同急。
律　伊勢海。万歳楽。

1114・2・20　朝覲行幸
呂　安名尊。鳥破。席田。鳥急。
律　伊勢海。万歳楽。五常楽急。

1116・4・29　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。
律　青柳。万歳楽。中右記如此。

1117・3・7　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。
律　青柳。万歳楽。

1118・2・10　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。
律　青柳。万歳楽。三台急。一反。

1119・2・11　朝覲行幸
呂　穴貴。二反。鳥破。（師時卿記無此楽）席田。鳥急。
律　更衣。二反。万歳楽。

1120・2・2　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。
律　青柳。万歳楽。

1121・2・29　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。師時卿記。
律　青柳。万歳楽。三台急。

1122・3・20　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。鳥急。数反。
律　万歳楽。更衣。三台急。数反。

1123・9・25　院拍子合（清暑堂）
呂　安名尊。鳥破。席田。賀殿急。
律　伊勢海。萬歳楽。更衣。三台急。五常楽急。

1123・10・18　新院拍子合（清暑堂）
呂　穴貴。二反。鳥破。席田。鳥急。数反。本滋。賀殿急。数反。
律　伊勢海。萬歳楽。五常楽急。数反。更衣。三台急。甘州。更衣之後。朗詠徳是。秋夜待月。在之。

1123・11・20　清暑堂
呂　安名尊。二反。鳥破急。二反。賀殿急。二反。
律　伊勢海。楽不注之。不審也。或記萬歳楽。五常楽急。

1124・1・5　朝覲行幸
呂　新年。鳥破。席田。
律　青柳。五常楽急。

1125・1・3　朝覲行幸
呂　安名尊。鳥破。席田。賀殿急。
律　万歳楽。更衣。三台急。

1126・1・2　朝覲行幸
呂　穴貴。鳥破。席田。

1127・1・3　朝覲行幸　律　万歳楽。更衣。三台急。
呂　新年。鳥破。席田。賀殿急。
1128・1・2　朝覲行幸　律　青柳。万歳楽。三台急。
呂　新年。鳥破。席田。鳥急。
1129・1・20　朝覲行幸　律　青柳。万歳楽。更衣。五常楽急。
呂　穴貴。鳥破。席田。賀殿急。
1130・1・11　朝覲行幸　律　更衣。万歳楽。
呂　穴貴。鳥破。席田。賀殿急。
1131・1・2　朝覲行幸　律　万歳楽。更衣。五常楽急。
呂　新年。鳥破。美作。
1132・1・2　朝覲行幸　律　青柳。万歳楽。三台急。
呂　新年。鳥破。
1133・1・2　朝覲行幸　律　青柳。万歳楽。
呂　新年。鳥破。鳥急。賀殿急。
1134・1・5　朝覲行幸　律　青柳。万歳楽。三台急也。
呂　穴貴。鳥破。席田。
1135・1・4　朝覲行幸　律　万歳楽。更衣。五常楽急
呂　穴貴。鳥破。席田。
1136・1・5　朝覲行幸　律　更衣。萬歳楽。五常楽急
呂　穴貴。鳥破。席田。
1137・1・4　朝覲行幸　律　更衣。万歳楽。五常楽急。（忠教卿記。万歳楽。更衣。五常楽急。）
呂　穴貴。鳥破。席田。
1138・1・2　朝覲行幸　律　青柳。萬歳楽。
呂　穴貴。鳥破。席田。鳥急。
1142・11・17　清暑堂　律　青柳。萬歳楽。更衣。五常楽急。
呂　安名尊。二反。鳥破。席田。二反。鳥急。
1143・1・3　朝覲行幸　律　伊勢海。一反。萬歳楽。五常楽急。数反。
呂　穴貴。鳥破。席田。賀殿急。
1146・2・1　朝覲行幸　律　青柳。萬歳楽。五常楽急。
呂　穴貴。鳥破。美作。賀殿急。
1155・11・25　清暑堂　律　青柳。万歳楽。更衣。五常楽急。
呂　穴貴。鳥破。荻山。賀殿急。
1158・1・22　内宴　律　伊勢海。萬歳楽。五常楽急。
呂　安名尊。二反。鳥破。席田。二反。賀殿急。（家通卿記云。鳥急也。）
1159・1・21　内宴　律　伊勢海。二反。万歳楽。青柳。五常楽急。更衣。
呂　穴貴。鳥破。美作。賀殿急。
1163・1・2　朝覲行幸　律　伊勢海。万歳楽。更衣。三台急。五常楽急。（宗家卿記）呂　新年。鳥破。席田。
律　青柳。万歳楽。更衣。三台急。

五常楽急。

1168・1・2　摂政亭臨時客（山槐記）三献　催馬楽　中御門中納言宗家。取源相公資賢笏打拍子。唱催馬楽。阿名尊。席田。眉止女。更衣。次四献五献。人々肩脱。次朗詠。実家卿依主人命先哥更衣。次徳是。

1168・11・10　摂政拍子合（清暑堂）　呂　穴貴。鳥破。茨山。鳥急。
律　萬歳楽。更衣。

1168・11・14　院拍子合（清暑堂）　呂　穴貴。鳥破。茨山。鳥急。
律　伊勢海。萬歳楽。刺櫛。三台急。更衣。五常楽急。

1168・11・24　清暑堂　呂　安名尊。鳥破。茨山。鳥急。
律　萬歳楽。更衣。三台急。五常楽急。刺櫛。人々称有興加入之。

1169・4・28　朝覲行幸　律　呂　（＊律が先の初見）

1177・12・26　御著袴　穴名尊。莚田。青柳。一献之後。中御門中納言宗家卿詠之。絃管無之。

1178・6・17　中殿御会　呂　穴貴。鳥破。席田。賀殿急。
律　伊勢海。萬歳楽。五常楽急。

1182・11・15　院拍子合（清暑堂）　呂　穴貴。鳥破。二反。美作。二反。
律　伊勢海。萬歳楽。三台急。三反。

五常楽急。
三台急後朗詠　令月。徳是。今様。霊山。御山。ツルノムレイル。月ノサヤカニ。

1182・11・18　摂政拍子合（清暑堂）　定能卿記云。此殿。鳥破。眉止自女。二反度秘説。賀殿急。
呂　席田。鳥破。眉止自女。賀殿急。
律　庭生。萬歳楽。此後朗詠。令月。藤大納言。徳是。左兵衛督。

1182・11・26　清暑堂　呂　安名尊。鳥破。席田。鳥急。
律　伊勢海。萬歳楽。

1183・1・2　摂政臨時客（定能卿記）摂政臨時客也。三献。大納言宗家。乞左衛門督時忠為拍子。被出催馬楽。安名尊。席田。眉止女。〔大美支万伊礼〕。予依命助音。左武衛宗通推助音。次四献。朗詠。令月。徳是。東岸西岸。中御門大納言詠之。助音同前。
呂　安名尊。鳥破。蓑山。鳥急。
律　伊勢海。萬歳楽。

（1195・1・2　臨時客（定能卿記）臨時客也。宗能卿唱催馬楽。）

1198・11・16　院拍子合　呂　此殿。鳥破。席田。賀殿急。

（清暑堂）美作。
律　伊勢海。万歳楽。更衣。三台急。
1198・11・18　殿拍子合　呂　穴貴。鳥破。席田。賀殿急。
（清暑堂）律　伊勢海。万歳楽。五常楽急。
1198・11・24　清暑堂　呂　穴貴。鳥破。蓑山。賀殿急。鳥急。
律　伊勢海。万歳楽。五常楽急。

〈以上の歌の計数〉
四十御賀1例　内宴4例　朝覲行幸34例　清暑堂14例　拍子合10例
臨時御会1例　中殿御会3例　臨時客2例（別に1例歌名なし）御著袴1例

［歌名の回数］
穴貴（安名尊。阿難多不止。阿名尊）56例。新年7例。桜人1例。武川1例。美作6例。此殿3例。葛城1例。席田（莚田）41例。蓑山12例（同日重複も数に入れた）。本滋2例。眉止自女（眉止女）4例。以上呂
青柳25例。伊勢海19例。刺櫛2例。更衣26例（同日重複も数に入れた）以上律

＊和暦を西暦に変換して記載した。

4表○『源氏物語』催馬楽の機会（山田孝雄『源氏物語の音楽』・浅野健二「源氏物語と催馬楽」（『日本歌謡の発生と展開』）をもとに、新たに場面の項目を加えて作成し催馬楽の歌曲の行われたとみなせる機会を略述。）

催馬楽	巻名	唱歌者	伴奏楽器	場面
高砂	賢木	頭中将次男	笙	中将負けわざ　夏
貫河	花宴	源氏	箏	花宴の後宴の日。左大臣邸訪問。二月
貫河	常夏	源氏	和琴	西の対。源氏玉鬘の和琴対談　夏
東屋	紅葉賀	源氏・源典侍		温明殿のわたり。夕立の宵
飛鳥井	須磨	頭中将		須磨の謫居に頭中将訪問の折
飛鳥井	帚木	殿上人	笛・和琴	宮中からの帰り道。女の家。神無月
青柳	胡蝶	兵部卿宮		六条院・船楽遊の夜。三月
青柳	若菜上	殿上人	琴	六条院・源氏四十賀の宴
伊勢海	明石	源氏	箏・拍子	明石。初夏。明石入道と琴弾き
伊勢海		声よき人		語る夜
伊勢海	宿木	匂宮	箏	宇治訪問。匂宮と中君との会話。秋
更衣	少女	内大臣	笛・拍子	夕霧、右大臣邸訪問。秋
道口	手習	母尼（頭中将）	東琴	小野。山に片かけたる家。八月
				以上律歌
安名尊	少女	唱歌の殿上人	琵琶	朱雀院行幸。二月
			和琴	
安名尊	胡蝶	楽人	箏・琴	
安名尊	宿木	薫	琴・笛	六条院・船楽遊の夜。三月
				藤壺。藤花宴の御遊。四月
梅枝	梅枝	弁の少将	琵琶・箏	六条院。薫物合せ。二月
			和琴	
			横笛	
梅枝	竹河	薫	拍子	
			東琴	玉鬘邸訪問。正月下旬
			琵琶	
梅枝	浮舟	匂宮		内裏の作文・二月
桜人	薄雲	源氏		二条院・紫上との会話・唱和。正月
桜人	少女	唱歌の殿上人	琵琶	朱雀院行幸。二月

	和琴	
	箏・琴	
桜人	椎本　薫の供人	弾き物ども宇治八宮邸訪問。二月
葦垣	藤裏葉　弁の少将	
山城	紅葉賀　源典侍	琵琶　内大臣邸。藤花宴。四月
竹河	初音　男踏歌の人々	笛　温明殿。夕立の宵
竹河	真木柱　殿上人	六条院・正月
	（男踏歌）	玉鬘局。正月
竹河	竹河　男踏歌の楽人	冷泉院御階・正月十四日
	（蔵人少将）	
竹河	竹河　玉鬘三男・薫	玉鬘自邸。正月下旬
妹與我	横笛　夕霧	夕霧自邸。独りごちうたひ。秋
此殿者	初音　楽人・源氏	六条院臨時客の事。正月
	（物の調べ）	
此殿者	竹河　蔵人少将	玉鬘邸訪問。正月下旬
此殿者	竹河　和琴	冷泉院。正月
葛城	若紫　弁の君	笛（頭中将） 扇（弁君）北山岩隠れ苔上。四月
葛城	若菜下　源氏	和琴　六条院。女楽。正月二十日余
		以上呂歌

〈①以上の歌の計数〉

［律］十二場面　高砂1　貫河2　東屋1　飛鳥井2　青柳2　伊勢海2　更衣1　道口1

［呂］二一場面（同一場面も含む）歌名　安名尊3　梅枝3　桜人3　芦垣1　山城1　竹河4　妹與我1　葛城2　此殿者3

＊ここでは鍋島家本の歌の配列にならった。山田・浅野の調査を範としたためと、天治本に不採録の貫河・更衣を源氏物語にみるためである。もっとも「此殿」は鍋島本に欠けるため、何れにしても充分なものではない。

＊会話・和歌・地の文中の催馬楽についてはここでは採録していない。たとえば我家（常夏）・此殿（早蕨）などは計数に入れていない。

5表　『催馬楽略譜』の調査から（東北大狩野文庫の略譜の歌の注を中心に歌の機会についての記事も抜き出す）

新年	此哥正月中可用之
梅枝	「此哥春始可用之〔至二月可用之〕」「或説爪メトモ　作禁中此説可用之」
鷹山	「母屋大饗用此哥　夏不可用之　「アハセアケテ」〔母屋大饗時用此説秘事也〕」「秘事也母屋大饗時用此説云々」
櫻人	此哥春哥也花此可詠之
紀伊国	「或説キテ井ル於禁中者必可用此説也ヲリイルノ詞憚故也」「或説ミエス此説有憚不用」
美作	貞観主基風俗
藤生野	此哥春可用之
席田	美濃国元慶悠記風俗
眉止自女	大饗又臨時客之時必如此可詠之（＊「ヲホミキワカセヤ」についての注記。）
美濃山	此哥ハ清暑堂御遊又執柄一家人献五節之時豊明節会日公卿訪五節所時必用此哥其外細々輙不用之
走井	此哥自三月至五月用之
庭生	此哥春可用之
更衣	春夏ハハキノハノスリト唱　秋冬ハハキノハナスリト唱
何為	此哥冬可用之
大芹	此哥春用之
刺櫛	此哥ハ冬五節ノ比可用之
鷹子	此哥夏不可用夏不鷹狩之故也又鶉秋ノ鳥也非春鳥然而此哥春者宴用之例有之多秋用之（＊本文「号」とあるを信俊本によって「多」と改めた）
大路	此哥春用之

6表　源氏物語・御遊抄にみる催馬楽の対比　催馬楽略譜は参考。数字は用例数。

	源氏物語	御遊抄	催馬楽略譜
呂	安多尊 3	穴貴 56	
		新年 7	新年
	梅枝 3		梅枝
	桜人 3	桜人 1	桜人
	芦垣 1		
	山城 1		
	竹河 4	武川 1	
			美作
			藤生野
	妹与我 1		
			鷹山
	此殿者 3	此殿 3	
			紀伊国
	葛城 2	葛城 1	
		席田 41	席田
		蓑山 12	美濃山
		本滋 2	
		眉止目女 4	眉止目女
律	高砂 1		
	貫河 2		
	東屋 1		
			走井
	飛鳥井 2		
	青柳 2	青柳 25	
	伊勢海 2	伊勢海 19	
			庭生
			大芹
			大路
		刺櫛 2	刺櫛
	更衣 1	更衣 26	更衣
			何為
			鷹子
	道口 1		